

区民の声の公表（令和7年1月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
0歳児の一時保育について	0歳児の子どもを持つ保護者です。週一日の就労のため一時保育の利用を希望していましたが。区で案内している保育室や保育園はどこも定員が埋まっており事前登録が叶わず、区立保育園の一時保育の抽選実施も叶いませんでした。ほっとステイ事業を利用しようとも試みましたが、利用時間が限られ、なおかつ毎月登録開始と同時に申し込みをしても、即時に予約が埋まってしまう。区民が安心して預けられる整備・制度が全く追いついていないと感じています。就労が理由で、預けられない状況が続くと、せっかく得られている貴重な仕事の断念も考えてしまいます。	区立保育園の一時保育やほっとステイなどの制度の利用をご検討いただいたにも関わらず、利用が叶わず、ご不便おかけし申し訳ございませんでした。 保護者の理由に関わらずご利用いただけるほっとステイでは、0歳児のお預かりは1時間を単位として、最大4時間までのご利用となっております。また、認証保育所では、保護者の理由に関わらずご利用いただける、定員の空きを活用した一時預かりを実施しております。詳細は区のホームページ(ページID:1542)をご覧ください。 区立保育園では定員に空きがある保育園において、一時保育の受入れを行っていますが、0歳児は0歳児保育を実施している保育園のみ利用いただけます。低年齢のクラスでは定員に空きが少ない状況がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 私立認可保育園では保育園の人員・施設の基準を通常保育と同等に満たした一時保育専用室で一時保育を行っています。施設基準の中で0歳児室については安全性への配慮等から、他の児童が立ち入れないよう物理的に区画することとされています。一時保育専用室では1歳児以上の他児と物理的に区画できないことから、私立認可保育園では0歳児の一時保育の受け入れが難しい状況となっております。いただいたご意見につきましては、区の一時保育が少しでも利用しやすくなるよう今後の参考とさせていただきます。	子ども・若者部 保育課	TEL 03-5432-2325 FAX 03-5432-3018	令和7年1月6日	区HP 認証保育所の一時預かりについて
年末年始のサービス休止期間について	2024年12月30日(月)に、印鑑登録証明書を、コンビニからマイナンバーカードを使って発行しようとしたところ、1月5日までメンテナンス期間ということで発行できなかった。年末年始であっても、銀行が開いている時にはマイナンバーカード交付の仕組みを動かすようにできないか。	この度は、コンビニエンスストアで印鑑登録証明書を取得いただくことができず申し訳ございませんでした。区では証明書コンビニ交付サービスを含めたシステムの更新作業のため、令和6年12月28日(土)から令和7年1月5日(日)まで証明書コンビニ交付サービスを休止させていただきました。次の年末年始の証明書コンビニ交付サービスの取扱いについては、いただいたご意見も参考にさせていただきますながら検討してまいります。	地域行政課 住民記録・戸籍課	TEL 03-5432-2236 FAX 03-5432-3077	令和7年1月6日	
待機児童問題について	世田谷区保育の待機児童問題について、令和5年10名、令和6年58名と増加している。現状の認識と今後のアクションについて、教えて欲しい。	世田谷区における0～5歳児の人口は、令和2～6年にかけて毎年1,500人を超えて減少していますが、保育所への入園申込者数は、6,000人を超えて推移しています。 このような状況の中、前年度に続いて令和6年4月においても保育待機児童が生じ、令和7年度以降の保育需給についても、区内の一部地域・年齢で保育の需要数が供給数を上回る見込みとなっております。この対策として、特に保育需給が厳しい地域を中心に、既存の保育施設の定員拡充のほか、1、2歳児を対象とした私立保育所分園3園の新規整備等を進めていきます。 今後とも保育の需給状況等を見定めながら、引き続き、保育待機児童対策に取り組んでいきます。	子ども・若者部 保育課	TEL 03-5432-2325 FAX 03-5432-3018	令和7年1月6日	
後期高齢者医療保険料	高齢者でもスマホを使い、キャッシュレス決済も行っている。後期高齢者医療保険料のクレジットカード決済での導入を行って欲しい。	後期高齢者医療保険料のお支払いでは、ご不便をおかけして申し訳ありません。 ご意見をいただきましたクレジットカードを用いたお支払いに関しましては、令和7年度から導入できるよう検討を進めております。 詳細に関しましては、令和7年度後期高齢者医療保険料決定通知書(令和7年7月中旬発送予定)に同封されるお知らせをご覧ください。 ※本回答は令和7年1月時点での回答です。令和7年5月からモバイルレジを利用したクレジットカード決済が可能となります。	保健福祉政策部 国保・年金課	TEL 03-5432-2390 FAX 03-5432-3078	令和7年1月6日	
戸籍謄本のコンビニ発行時間	戸籍謄本のコンビニ発行時間について、なぜ利用時間に制限があるのか。	戸籍証明書コンビニ交付サービスの利用時間は各総合支所区民課戸籍係(以下「戸籍係」といいます。)の受付時間に合わせています。 婚姻届等の届出を戸籍係で受領した場合、届出が戸籍に反映される前に証明書が交付されることを防ぐため、関連する戸籍に対し直ちに証明書の発行を停止する処理(以下、「発行抑止処理」といいます。)を行います。戸籍の届出は休日・時間外受付にもすることができますが、この受付には戸籍係職員がいないため、受領した届出に係る発行抑止処理は翌開庁日に戸籍係にて行います。 仮に戸籍係の受付時間外にコンビニ交付を可能とした場合、届出が反映される前の戸籍証明書が交付されてしまいます。このような事態を避けるため、利用時間を上記のとおり設定しています。	地域行政部 住民記録・戸籍課	TEL 03-5432-2239 FAX 03-5432-3077	令和7年1月9日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
図書館の閲覧席	インフルエンザ等の感染を防ぐためにも、図書館の閲覧席に衝立をつけ、個室化が必要と感じる。感染の流行時期なので早くお願いしたい。	図書館では、より多くの方にご利用いただくため、閲覧席の個室化は行っておりませんが、いただいたご意見を参考に、みなさんが図書館で快適な時間を過ごしていただくことのできる閲覧席となるよう努力してまいります。 また、図書館内における感染防止につきましては、換気に配慮するなどの対策を講じております。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	TEL 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和7年1月10日	
AED使用方法の啓発について	AEDの使用法の啓発の中で、女性への配慮があるが、AEDの使用の躊躇や、AED起動までに余分な工数が発生してしまい、救助率の低下に繋がっていると考える。 また、救護者や被救護者と関係ない第三者が無断で動画等を撮影し、男性救護者をSNSで糾弾しようとしている人も居るそうだ。 区として、AEDの使用法については要救助者が男女問わず胸をはだけさせても構わないという啓発と、AED使用中の第三者による動画等の無断撮影に関する啓発をお願いしたい。	今回ご意見いただきました、生命を守るためのAEDの使用法の周知につきましては、区としても重要なことと認識しております。 厚生労働省のホームページにある、「救急蘇生法の指針」は原則5年ごとに作成され、最新版(2020年)では、AEDの使用手順に「適切な位置に貼り付けるために下着が邪魔になる場合は、下着を切るか、ずらして電極パッドを貼り付ける部位の肌を露出させます。女性の胸を露出させることはためらいがちですが、電極パッドを正しく貼り付けることを優先します。そのさいに、できるかぎり人目にさらさない配慮も大切です。」とあります。 いただいたご意見を参考として、国や東京都の動向を見据え、区としてもAEDの使用法の周知に関し検討してまいります。	世田谷保健所 健康企画課	TEL 03-5432-2432 FAX 03-5432-3019	令和7年1月14日	
シーリングライトは粗大ごみである旨の告知お願い	粗大ごみの受付ページにLEDシーリングライトの記載がないため、粗大ごみでないと誤認される。以下3点検討いただきたい。 ①HPへの記載 ②世田谷区から配布される広報での告知、③製造メーカーシーリングライト交換時処分について粗大ごみである記載を本体に記載する依頼を行う。	シーリングライトにつきましては、電球、蛍光灯付きのものはそれらを外していただいたうえで、一番長い辺の長さ、あるいは直径が30cm以上のものについては粗大ごみ、30cm未満であれば材質により可燃ごみまたは不燃ごみとして排出していただくようご案内しております。 しかしながら、ご指摘の通り、粗大ごみとして申し込む場合、品目として「シーリングライト」はなく、それにあたるものとして、「照明器具【電気のかさ・シャンデリア】」を選択しお申込みいただくこととなっております。 「シーリングライト」という名称は、世間に広く普及しているため、粗大ごみ申込時の品目名への追加、改訂を含め、今後、ごみとしてお出しいただく際の正しい排出方法を区民の皆様に広く周知できるよう進めてまいります。 なお、自治体によって処分方法が異なることがありますので、メーカーに対して粗大ごみである旨の記載を世田谷区から依頼するのは難しいと考えております。	清掃・リサイクル部 事業課	TEL 03-6304-3297 FAX 03-6304-3341	令和7年1月14日	
図書館内におけるパソコン専用席設置のお願い	尾山台図書館を利用している。図書館でのパソコン、電卓等キータッチ音を発する機器(主にパソコン)の使用について、以下の理由により、パソコン専用席を閲覧席とは別に設け、閲覧席での機器の使用を完全に禁止していただきたい。 (1)一部閲覧席やホームページには、キータッチ音につき他の利用者への配慮を求める注意書きがあるが、長時間キータッチ音を発し、さらには机の振動を発生させており、全く守られていない (2)パソコンの使用を許容している趣旨は、館内の資料を閲覧を行い、内容を記録するためだと推察されるが、資料等の閲覧もなく、専らパソコンを使用するのみで、資料の閲覧はなされておらず、閲覧席ではなく、単なる「パソコン使用席」になっている。 (3)混雑時にもかかわらず、(1)および(2)のために長時間閲覧席が占有されてしまい、本来の趣旨に沿った目的で本当に図書館を利用したい方が利用することができない。	閲覧席の利用において、ご不快な思いをされましたこと心よりお詫び申し上げます。 ご提案をいただきました、パソコンを使用する方専用の閲覧席を設ける事については、尾山台図書館では閲覧席の数が限られているため、使用目的に応じた専用席を設ける事や、新たな制限を行う事は、誠に申し訳ありませんが難しい状況です。より多くの方に閲覧席をご利用いただくため、空いている席については電源の有無に関係なく、どなたでもご利用いただけるものとして、有効活用を図っております。 しかし、パソコン使用時の音などにより他の利用者に迷惑がかかっているという事態は憂慮すべき事と考えます。閲覧席の利用マナーについて、電源を設置している閲覧席各席に周囲への配慮をお願いする掲示を新たに行うと共に、館内を見回る頻度を増やして対応してまいります。 なお、電源の設置は3階の閲覧席ですが、閲覧席は2階にも設けています。机を設置している席は僅かですが、こちらもぜひご利用ください。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	(尾山台図書館) TEL 03-3703-2581 FAX 03-3703-2624	令和7年1月20日	
世田谷区シェアサイクルの充実化について	世田谷区の中でも、二子玉川～成城学園前エリアの鎌田、大蔵、宇奈根、砧地区は利便性が非常に悪い。駅からバスに乗車したとしても、バス停から更に歩かなければいけない地域もある。レンタルサイクル事業を活性化し、街中の公園やコンビニ、施設にサイクルポートを設置していただきたい。	区は現在、民間シェアサイクル事業者2社と協定を締結し、シェアサイクル事業を実施しています。 ポート設置は民間シェアサイクル事業者が行いますが、民有地のスペース確保が難しいエリアで公共施設がある場合には、公共施設へのポート設置を進めています。 民間シェアサイクルは設置数や地域に偏りがあるため、今後も区民の自転車利用の利便性向上のため、民間シェアサイクル事業者に民有地へのポート拡充を働きかけるとともに、公共施設へのポート設置に取り組んでいきます。	土木部 交通安全自転車課	TEL 03-6432-7967 FAX 03-6432-7996	令和7年1月21日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
梅まつりについて	羽根木公園の2月の梅まつりについて、売店をもう少し長く開けてほしい。また、ポロ市のように周辺の道路も使い、民間に開放することはできないか。東南アジアからも観光バスが来ていると聞いた。梅の説明をする係の方を置けないか。区の職員でなくても民間でも構わないと思う。	<p>売店の販売時間についてですが、土産品販売の売店をはじめ、模擬店や物産展については、梅まつり期間中の土日祝日を中心に、概ね10時～16時頃の間で実施をさせていただいております。時期的に、気温も低くまた、日が落ちるのも早いため、ご来場された方々や町会、商店街等の出店にご協力いただいている地域の方々のご負担も考慮しこの時間とさせていただいております。なお、売店については、不定期ですが、一部平日に販売をさせていただく場合もございます。</p> <p>次に、周辺道路の使用による民間への開放についてですが、会場となる羽根木公園周辺の道路は住宅地と隣接しており、また交通量の多い赤堤通りともつながっていることから、交通規制による近隣住民へのご負担や一般車の通行への影響が非常に大きいため、梅まつりでの道路使用は困難であると考えております。</p> <p>最後に、梅の説明をする係の設置についてですが、梅まつりでは、松原小学校の子どもたちが、会場内で梅の説明を行う「梅ガイド(案内)」を実施しており、今年度は2月24日(月振)に行う予定です。ご指摘のとおり区外や海外からも例年多くの方々にご来場いただいているお祭りですので、より多くの来場者の方々に羽根木公園の梅林について知っていただくために、どのようなことができるか、実行委員会や公園管理事務所とも協議しながら引き続き研究していきたいと考えております。</p>	北沢総合支所 地域振興課	TEL 03-5478-8028 FAX 03-5478-8004	令和7年1月23日	
ふるさと納税の110億円流出の件	世田谷区は多くの芸術分野、芸能、スポーツ関係の有名人が住んでいると聞けが、それを活かして限定的なサイン入りグッズの販売等は難しいのか。	ふるさと納税の返礼品として扱うには、総務省が定める地場産品基準のどの類型に該当するか、その理由等を国に事前に申請し、認められる必要があります。地場産品基準の類型は、例えば区内で製造や加工等の工程のうち主要な部分を行うことで相応の付加価値が生じているものであること(類型3号)や、区の広報の目的で生産された区のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状や名称等から区の独自の返礼品等であることが明白であること(類型5号)等となっており、5号については、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであることといった要素のみでは該当しないなどといった細かいルールがあります。いただいたご提案は貴重なご意見として承り、地場産品基準の類型への合致等、今後、返礼品としての取り扱いの可否など可能性を検討してまいります。	政策経営部 ふるさと納税対策担当課	TEL 03-5432-2190 FAX 03-5432-3047	令和7年1月23日	
香害について	近年、香り付きの柔軟剤が人気を集めているが、不快に感じたり、何らかの体調不良を感じている人もいます。学校など公共の場では柔軟剤の使用について配慮するように、学校側へ通達をお願いしたい。柔軟剤を一切使用しないことは難しいため、まずは皆が使用する給食当番の白衣には使用しない等、少しずつで良いので柔軟剤が周囲に悪影響を与えているという事を周知して欲しい。他自治体の小学校は、スメハラと称して学校に着用していく衣類に至っては無香料の柔軟剤を使用、もしくは使用を禁止しているそうだ。	近年、香り付きの柔軟剤や芳香剤を利用するご家庭が増え、児童・生徒の中にはそうした製品などの香りを不快に感じたり、体調不良になる場合があるため、香りへの配慮が必要であると考えております。一方で香りの感じ方には個人差があり、個人によっては良い香りと感じるなど反応がそれぞれ異なるため、統一的な対応が困難な課題と認識しております。教育委員会では、自分にとっては快適な「いいにおい」でも不快に感じる人がいる、いい香りで困っている人がいるかもしれないとした香りへの配慮・エチケットについての啓発・理解促進を進めており、昨年6月にはすぐるにて各ご家庭に案内を行っております。また、児童・生徒が着用する学校給食用白衣等の取扱いについては、学校で用意している白衣等の共用を基本としますが、希望する家庭については、エプロン及び三角巾や、類似品の白衣及び帽子等を家庭から持参することも可とする旨を全学校あて通知しています。今後も、機会を捉えて香りの感じ方には個人差があることや、香り付き製品の使用に当たっては周囲の方にもご配慮いただくなど香りへの啓発に努めてまいります。	教育委員会事務局 学校健康推進課	TEL 03-5432-2693 FAX 03-5432-3029	令和7年1月23日	
小学校で使用するiPadについて	小学校で子供が使用しているiPadとケースの接続がうまくいかず学校に問い合わせたところ、ケースに不具合があるとのことであったが、ケースを買い替える予算は現在世田谷区にはなく、キーボード機能のないカバーとして利用するしかないとのことであった。6年以上使い続けているそうなので、経年による劣化が考えられる。DXの取り組み自体は大変ありがたいが、持続可能な予算作りを考えていくことが抜け落ちていると思う。今回は自己負担でケースを買い対応しようと思っているが、同様の対応を取られている方が周りで複数でてきているため、来年度には必ずiPad、ケースの追加予算をお願いしたい。	iPadとキーボードケースの接続不良でご不便をおかけしており申し訳ございません。キーボードカバーにつきましては、令和3年度より使用を開始しました。昨年度末頃より故障件数が想定を超えて急増し、交換対応が困難な状況となりました。児童・生徒および保護者の皆様には大変ご不便・ご迷惑をおかけしますが、今後はキーボードカバーをiPadケースとしてのみ取り扱っていただき、文字等を入力する際は、iPadの画面上にキーボードを表示し、入力するようお願いいたします。キーボードカバーの交換について、ご不便をかけることがないよう、来年度に全面的な機器の更新等を計画しており、引き続きよりよい学習環境を整備できるよう努めてまいります。	教育委員会事務局 教育総合センター 教育DX推進担当課	TEL 03-6453-1506 FAX 03-6453-1534	令和7年1月27日	
学校配布のタブレット端末について	学校教育におけるタブレット端末の使用についての、タブレットを使用した教育は今後の社会生活に不可欠であるとは認識はしているが、世田谷区配布の端末はiPadで子どもがYoutubeを見放題という状況である。学校で使用する指導があると思うが、現状は子ども自身で抑制するしか方法しかない。VDT健診や診断もなく、使用できてしまう現状をどうにかしていただきたい。iPadを学校で保管する、制限をかけたiPadを配布するなど早急に対応していただきたい。	学習用タブレット型端末につきましては、「せたがやまなびチャンネル」をはじめ、動画コンテンツを学校教育で使用する場合がありますことから、YoutubeアプリやWebブラウザにてYoutubeを閲覧できるようにしております。利用にあたっては、先進自治体の事例や学識経験者の意見等も踏まえ、不適切なサイトを閲覧できなくするなどのコンテンツフィルタリングを設定した上で、お子さんが多様な情報にアクセスして学びを広げられるよう、使用制限はなるべく行わない設定にしております。また、保護者とお子様とで話し合っていたいたうえで、ご家庭での利用状況に応じて端末の利用設定を実施いただけるよう、令和4年12月より「スクリーンタイム機能」を提供しており、YouTubeはWebブラウザとアプリの双方を制限可能です。設定方法については、区ホームページ上に掲載している「学習用タブレット端末(iPad) スクリーンタイム設定手順」にお示しておりますので、よろしければご参照ください。学習用タブレット端末の適切な活用や、長時間使い過ぎず節度を持って利用すること、安全なサイトから正しい情報を得て活用していくことなどのICTリテラシーについては、引き続き学校からもお子さんへ指導してまいりますので、お困りのことがありましたら学校へご相談ください。	教育委員会事務局 教育総合センター 教育DX推進担当課	TEL 03-6453-1506 FAX 03-6453-1534	令和7年1月29日	区HP 学習用タブレット端末(iPad)スクリーンタイム設定手順についてのお問い合わせ